別表第1号中「資本の収支」を「資本収支」に、「番組アーカイブ勘定長期貸付金返還金」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金返還金」に、「番組アーカイブ勘定長期貸付金」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」に、「（番組アーカイブ業務勘定）」を「（放送番組等有料配信業務勘定）」に、「視聴料収入」を「放送番組等有料配信業務収入」に、「番組アーカイブ提供業務」を「放送番組等有料配信業務」に、「既放送番組配信費」を「放送番組等有料配信費」に、「放送番組の」を「放送番組等の」に改め、同表注1中「番組アーカイブ業務勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定」に改める。

別表第1号中「番組アーカイブ勘定短期貸付金」を「放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金」に、「番組アーカイブ勘定長期貸付金」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」に、「番組アーカイブ業務勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定」に、「視聴料収入」を「放送番組等有料配信業務収入」に、「既放送番組配信費」を「放送番組等有料配信費」に、「番組アーカイブ勘定からの」を「放送番組等有料配信業務勘定からの」に改める。

別表第四号中

「放送債券番組アーカイブ勘定長期貸付金返還金」	を	「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金返還金」	に、
「番組アーカイブ勘定長期貸付金返還金」	を	「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」	に、

「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」に、「番組アーカイブ業務勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定」に、「視聴料収入」を「放送番組等有料配信業務収入」に改める。

附　則

1　この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

2　平成二十六年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の放送法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百二十三号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の二の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第一号イ中「第四条第十一項各号に掲げる法人」を「第四条第十三項各号に掲げるもの」に、「定める法人」を「定めるもの」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第五十四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　有限会社航空保安警備教育システムの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　市川　明

㈡　変更後の代表者の氏名　江島　聖志

二　変更の年月日　平成二十六年十一月十四日

○金融庁告示第六十二号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月十四日から適用する。

平成二十六年十一月十四日

金融庁長官　細溝　清史

第三条中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

別表一中

「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）	を

「財務報告に関する概念フレームワーク（The Conceptual Framework for Financial Reporting）」に改め、同表国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第13号の項の次に次のように加える。

国際財務報告基準第14号	規制繰延勘定（Regulatory Deferral Accounts）
国際財務報告基準第15号	顧客との契約から生じる収益（Revenue from Contracts with Customers）

別表一中国際会計基準（ＩＡＳ）第11号の項及び国際会計基準（ＩＡＳ）第18号の項を削り、同表国際会計基準（ＩＡＳ）第37号の項中「偶発債務」を「偶発負債」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十四日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四七五二	二六、一〇、二四	綿引　麻貴
四七五三	二六、一〇、二四	木村　薫子

○政治資金適正化委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十四日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三四〇六	菅原　壽男	二六、一〇、二一	本人からの申請

○厚生労働省告示第四百八号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の二及び消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第十四条第三項第一号イの規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十一月十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二条の見出し中「法人」を「もの」に、同条中「定める法人」を「定めるもの」に改め、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　日本銀行

六　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第十二項第四号に掲げるもの